

平成29年3月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年3月2日(木)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成29年3月2日(木) 午前 9時00分
散 会 日 時	平成29年3月2日(木) 午後 4時10分
委 員 長	阿部 慎也
委員会出席 委員	
委 員 長	阿部 慎也
副 委 員 長	市ノ川徳宏
委 員	秋谷 修 坂本 国広 永沼 博昭 細川 英俊
委員会欠席 委員	
議 長	
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第11号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第12号	市道の路線の認定について	原案可決
第14号	平成28年度鴻巣市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第16号	平成28年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第17号	平成28年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第19号	平成28年度鴻巣市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第20号	平成29年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第22号	平成29年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
第24号	平成29年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第25号	平成29年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第27号	平成29年度鴻巣市水道事業会計予算	原案可決
第28号	平成29年度鴻巣市下水道事業会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

（都市整備部）

都市整備部長	武 藤 幸 二
都市整備部副部長	島 田 友 光
都市整備部副部長	奥 広 文
都市計画課長	白 井 邦 昌
建築課長	大 塚 泰 史
市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長	神 田 英 昭

市街地整備課長

清 水 千 之

(建設部)

建設部長

小 谷 野 幹 也

建設部副部長兼工事課長

田 沼 文 男

道路課長

原 口 正

道路課副参事

小 山 薫

下水道課長

金 井 利 明

水道課長

三 村 正

吹上支所長

田 島 史

川里支所長

加 藤 薫

書 記

森 田 慎 三

書 記

小 野 田 直 人

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。秋谷修委員、坂本国広委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第11号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第12号 市道の路線の認定について、議案第14号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分、議案第16号 平成28年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、議案第17号 平成28年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第19号 平成28年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第2号)、議案第20号 平成29年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第22号 平成29年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号 平成29年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第25号 平成29年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算、議案第27号 平成29年度鴻巣市水道事業会計予算、議案第28号 平成29年度鴻巣市下水道事業会計予算の12件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第12号を議題とし、執行部から説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めますが、議案第20号の平成29年度一般会計予算については議案第25号の次の議題とし、歳入歳出を一括して審査を行い、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第14号及び第20号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第12号について執行部の説明を求めます。

(道路課長) 改めましておはようございます。議案第12号 市道の路線の認定2路線についてご説明いたします。

議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、図面ナンバー1をごらんいただきたいと思います。まず、市道吹2524号線でございますが、起点を鴻巣市吹上富士見4丁目897番1地先とし、終点を同897番17地先とします幅員5メートルから6メートル、延長133.78メートルの路線でございます。これは、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。

次に、市道吹2525号線でございますが、起点を鴻巣市鎌塚字二之中通り1805番15地先とし、終点を同1820番地先とします幅員5メートル、延長51.79メートルの路線でございます。これは、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。

以上、2路線の認定をお願いするものでございます。

なお、今回認定する開発道路の2路線につきましては、補修等を要する場合は建築物等がある程度できた時点で補修等を行うことで開発業者との調整は事前に済んでおりますので、ご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時06分)



(開議 午前10時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第12号について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(永沼) 今回の市道の路線の認定についてですが、このような形で開発行為に基づいて認定されている道路、多数本年度もありました。それで、

この市道の認定に基づいて、今本市で道路を管理している道路の管理の総延長と、あと面積、それで本年度のこういった開発行為に基づいた市道の路線の延長と面積はどれほどになったのか、3月ということもありましてお聞きしたいと思います。

(道路課長) ちょっとお待ちいただいでよろしいでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時40分)

---

(開議 午前10時41分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課長) 平成27年の4月1日現在なのですが、実延長1,133.4キロメートルとなります。それと、面積につきましては、372万3,550平方メートル(P.4「494万2,930平米」に訂正)となります。開発の面積でしたっけ。

(何事か声あり)

(道路課長) 開発の本年度の面積と延長につきましては、ちょっとこちらのほうに今資料がありませんので、後でお願いしたいと思います。以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認め、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手をお願いします。

議案第12号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛

成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

(委員長、よろしいですか。先ほどの件なんですけど、ちょっと訂正をの声あり)

(道路課長) 済みません。先ほど面積のことを372万3,550平米ということでお伝えしたのですが、実際の道路部の面積といたしましては494万2,930平米となりますので、訂正をよろしくお願いします。

以上です。

(委員長) 本来であれば、採決の前にしっかり答弁していただくようにお願いします。

次に、議案第11号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(建築課長) それでは、議案第11号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、条例第2条第1項第51号の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料を改めるものでございます。

最初に、改正の内容につきましては、1点目、技術審査を行う機関名の変更でございます。技術審査を行い、適合証を発行する機関について、省エネ法で定める機関が廃止され、建築物省エネ法で定める機関に変わるため、発行機関名の名称を条例から削除し、別途規則に定めるものでございます。その際建築省エネ法で定める登録建築物調査機関を建築物省エネ法で定める登録建築物エネルギー消費性能判定機関に変更するものでございます。

2点目は、設計住宅性能評価書の追加でございます。これは、国土交通省の技術的助言により、住宅において品確法による設計住宅性能評価書の写しの提出があった場合も適合証と同じ手数料にするものでございます。

3点目は、通称モデル建物法による手数料の追加でございます。これも

国土交通省の技術的助言により、非住宅において標準の計算方法による場合よりも審査所要時間を要さない通称モデル建物法による手数料の設定でございます。具体的に条例におきましては第2条第1項第51号ア中「住宅品質確保の促進等に関する法律、第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限り」を「又は規則に定める書類」に改めるものです。この部分が先ほどの説明した1点目と2点目の改正でございます。

続きまして、同号イ（エ）中、非住宅建築物の次に「（オ）に掲げる場合を除く」を加え、同号イ（エ）の次に「（オ）住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（規則に定める基準による場合に限る）」、次の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める額を加えるものでございます。この部分が先ほどの3点目のモデル建物法によるものでございます。これにより、今まで設定している手数料が減額されるような形になるところでございます。

続きまして、建築物の消費性能基準等を定める省令の一部改正により、条例で引用する省令の条番号が改められることから、条例第2条第1項第53号の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料のイ中、「第8条第2号イ」を「第10条第2号イ」に改め、同号ウ中「第8条第1号イ（1）」を「第10条第1号（イ）」に改め、同号エ中「第8条第1号イ（2）」を「第10条第1号イ（2）」に改めるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（永沼）今回の鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例なのですが、この改正によって合理化が一層促進されるという国交省のお話があったということを説明受けておりますが、従前と今回の改正によって具体的にどのような点が合理化されているのか、その辺をちょっと詳細にお聞きしたいと思います。



(建築課長) 先ほど申し上げたとおり、まず1点目、機関名の変更については今回具体的な今委員お指摘の形はないと思うのですが、まず2点目の住宅性能評価書がつくことによって、今まで個別に各建物ごとに審査していたものがある程度省略される形になりますという形も含めて簡略的な審査になるという形でございます。中身についての基準云々かんぬんは変わっておりませんので、それを目標に低炭素等の促進に努めていくものでございます。

以上でございます。

(永沼) 簡略化されたことによって、手続において何か間違いとか起きやすいとか、そういうことはないのでしょうか。

(建築課長) 具体的に言いますと、当然今現在も例えば低炭素であれば申請されているものでございます。先ほども私申し上げたとおり、技術審査はその機関名の認定をとれている民間のほうの審査機関のほうで先に全部書類を済ませてきます。それを受けた形で、うちのほうが最終的にこれは低炭素住宅の認定をしますよという形で流れが来ております。実際的に今の条例においても、鴻巣市においてもその権限はあるわけですが、そういう申請は確認申請と住宅一遍に確認申請もそういう認定もとってしまう形が多いので、民間のほうに流れている状況の中では今のところ技術審査までの要求の件は一件もない状況でございます。民間から上がってくるものについては、一応中身の所要な点についてチェックをして最終的に認定をかけているという状況ですので、漏れ的な話は基本的にはないと今のところ思います。

以上です。

(細川) 今回手数料のほうも大幅に変更がかかっているかと思うのです。300平米以内のものであれば25万が9万1,000円、300超えの500メートル以内のもの、41万2,000円から15万8,000円という形でお聞きしているのですけれども、これ現状手数料収入どの程度あったものが将来的にどれぐらいになるのかということでお答えいただければと思います。

(建築課長) 先ほども永沼委員さんに対しても言ったのですが、うちのほうでいきますと最終的な認定をする形だけのものが今までですので、

そうするとそれは1件当たり5,000円の手数料をいただく形になりますので、その中でいったときには、たしか今6件ぐらいしか出ていませんので、その額でございます。ただし、先ほども言ったように技術審査から入る場合でいったときにモデル建物法でいったときにはその差額がございますので、それを徴収していく形になるのですけれども、それについては今のところ一件もないという形で、ちょっと数字はゼロ件という形でございます。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いします。

議案第11号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(細川) 16ページの不動産売払収入、土地の売払収入が6,474万3,000円、

これと代替地の売払収入、これはどこの土地を売り払った収入になるのでしょうか。

（市街地整備課長）下段の代替地売払収入というのが市街地整備課の該当項目となっております。こちらにつきましては、駅前の再開発の事業の代替地としまして5カ所売り払いしております。場所は、本町4丁目が4カ所、本町1丁目が1カ所ということで5カ所となっております。失礼しました。4カ所です。失礼しました。

（何事か声あり）

（市街地整備課長）合計が、本町4丁目が3カ所、本町1丁目が1カ所の4カ所でございます。失礼しました。

（秋谷）6ページの繰越明許費補正の土木費の道路橋梁費の点なのですが、なのはな通りの拡幅の用地買収のお話で説明があったと思うのですが、どの部分と言ったらいいのかな、何かもしイメージとしてどのあたりと説明できればちょっとお願いしたいのだけれども。

（道路課長）馬室小学校の入り口の正面のお宅がちょうど今買収というか、用地交渉している場所になります。以上です。

（秋谷）なのはな通りは大変交通量が朝夕多くて、馬室小学校のお子さんたちの登下校に多少ちょっと心配だなと思うところが、今工事やっているところもあると思うのだけれども、そういった点は新年度の交通安全の関係である程度対処できるものなののでしょうか。要は拡幅すれば、きれいになればなる道路ほど交通量がふえてしまって、みんなスピード出すのです。だから、逆にある意味利便性は高まるのだけれども、危険度も高まる。だから、そういった点で、ああいったところは今後対応される見通しがあるのかな。

（道路課副参事）馬室小学校の通学路なのなのですが、あの給食センターですか、あそこを横断して馬室小学校へ行く班が今4班あります。来年度から、広がって危ないということで、今度は裏道を通す班が3班で、実際には1班が通学、登下校で使う班になります。それで、今年度

危ないということで、ポストコーンですか、赤白の、あれをグリーンベルトの上に立てて交通安全対策は行っております。

以上です。

（秋谷）次が、歳入と歳出と両方かかってくるのですけれども、まず歳入のほうのお話で言うと、13ページの社会資本整備総合交付金絡みで減額が5,000万の先出てきたのですが、歳出の側でいけば18ページ（P10.「25ページ」に発言訂正。）の土木費あたりでしょうか。いろいろもともと当初予定していた要望額との差が交付される額のほうが少なくなってきた、事業の進捗に影響が出ているものもあるのではないのかなと思うので、そのあたり見通しを教えていただけたらと思うのだけれども。現状と。

（道路課長）事業的なものになるのですけれども、まず市街化編入に伴う地区施設道路整備事業についてなのですが、今の進捗率、用地面積ベース、権利者ベースということで、用地面積ベースでいきますと74.3%ぐらいの進捗率であります。また、権利者ベース、これに対しては地権者145名中71名の賛成を得て、48.9%ということで、事業費自体がつきが悪いということもあるのですけれども、その中でも着々とというのですか、進んではおります。

また、橋梁維持事業、こちらについても、橋梁修繕につきましても平成26年2橋修繕工事をやっています。また、27年度については3橋行っております。また、今年度、28年度においても1橋行っており、これについても、数があるものですから、予算の範囲内ということで行ってはいるのですけれども、なかなか計画どおりいっていないというのが現状ではあります。

続きまして、生活道路改良事業、増額の165万ということで載せているのですけれども、こちらについてはちょうど場所的に川里中学校の脇の通り、これが継続的に行っている工事でありまして、ここに補助を入れることによって今年度完了するということで、当初入っていなかった予算の中でうまく組み入れて、今年度無事終了することができております。また、市道A-1004号線、こちらについてもやっぱり内示額が低いとい

うことで、物件と用地的なものについてはあと1件物件移転と補償、用地を買うことができることになれば全体的に買収のほうが終わる予定でありまして、また来年度におきましても大河川排水路、こちらのほうの橋の架替え等も考えておりますので、こちらのほうについても予算の中でうまくやりくりをしながらやっていっている状態であります。

また、三谷橋一大間線、こちらについても用地買収のほう、こちらについても平成23年の2月24日から平成30年の3月31日までの7年度となっておりますが、平成29年度予算も提案させていただきましたが、完了までにはいましばらくの期間の延長が必要と考えております。おくれた理由につきましても、今委員さんがおっしゃるとおり補助金のほうがつきが悪いということで挙げておりますけれども、目標年度より若干おくれるような形にはなりますけれども、こちらのほうについても進捗的には少しずつ進んでおる状態しております。こちらについて、用地の取得面積におきましては、全体から見ますと60.7%、また用地面積におきましても65.66%ということで、着々と進んではおります。

また、来年度におきましても宮地の17号の交差点の部分、あそこについても県と協定を結びまして、隅切り部分について、こちらについては県と協定を結んで負担金を出しながら県のほうに工事をやってもらうと。あと、宮地交差点から100メートルの区間について、こちらについても市のほうの予算をつけまして、何とか工事を進めている状態でありまして、以上になります。

（秋谷）先ほど私歳出のところでは18ページと申し上げてしまいましたけれども、こっち市債でしたから、歳出で言ったら25ページで、ちょっと訂正をお願いいたします。

あと、もう一つなのですけれども、同じ25ページになるのですけれども、ちょっと市街化移入に伴う荒川左岸通線整備事業の道路整備工事で減額の1,650万円、これ差金だというお話があったのですけれども、ちょっとこのあたりもう少し詳しく教えていただけます。

（道路課長）荒川左岸の減額につきまして、当初設計額ベースで1億2,146万400円ということで、これの入札額8,834万4,000円、これがまた

最終的に変更となりまして、こちらについての金額が9,111万1,600円となりますので、この辺で差額が出たということになります。

以上になります。

（秋谷）結構差額が大きい感じがするのですけれども、たしか今年度で左岸通線は整備が当面南側は完了だったと思いますが、これで終わりということで理解していいのかな。

（道路課長）こちらについては、認可のほうが今年度までということで、ほかの事業の進捗を見ながらまたこの先県道に向かって進めていくような形にはなりますけれども、財政的にちょっとほかの事業をやっている関係で難しいということで、先延ばしということで考えております。

以上です。

（秋谷）あと、最後に1点なのですけれども、26ページのほうのふるさと総合緑道の整備事業なのですが、本会議でもお話が幾つか出ていたようなのですけれども、29年度に繰り越して、29年度計画的にちゃんと実行できるその担保というか、めどがついているのかどうか教えていただきたいのですが。

（都市計画課長）ふるさと総合緑道の整備事業は、元荒川免許センター上流付近のルートにつきましては、地元地権者との合意については図られているものと思われますので……

（大丈夫との声あり）

（都市計画課長）29年度に予算を組み替えさせていただきまして、進めさせていただきたいと考えております。

（大丈夫と理解していいんだねの声あり）

（都市計画課長）と考えております。

以上です。

（都市整備部長）ただいまの秋谷委員のご質問なのですけれども、29年度に実際に、29年度といいますか、29年度以降しっかりと実施できる担保がされているかという趣旨の質問なのですけれども、今年度物件調査は実施いたしました。ただ、権利者のほうには、今回の事業計画、整備計画の見直しがあった関係で、具体的に物件の調査はやったのですけれ

ども、計画が変更になったことによって個々の権利者の要は補償額、それというのがまだ正確に算出できていないのです。それを29年度の予算でその額の算出を行うということですので、実際に29年度に額が算出された後に具体的な用地交渉に入りますので、用地交渉で当然ご理解いただけるように努めてまいりますけれども、現状として決して権利者の皆さんからもうこれで全て実施できますよというような、そういった了承をいただいているところではございませんので、とにかく実施に向けて努めていくというようなことでございます。

以上です。

（永沼）社会資本の交付金はかなり今減額されて、事業がちょっとできなくなっている状態というのはお見受けしているのですが、社会資本の交付についてなのですけれども、今後の動向というか、それがわかれば教えていただきたいなというふうに思います。

（都市整備部長）社会資本整備総合交付金の今後の見通しというご質問かと思っておりますけれども、これにつきましては本会議の中でも申し上げましたけれども、原因はさまざま当然あるかと思っております。ただ、認識といたしましては、やはりどうしてもこういった制度というのは各自治体いろいろ当然メリットがあるものですから、要望をする団体もふえてきておりますし、あるいはそれに伴って要望額もふえてきているということで、どうしても国のほうもそれを配分する上で要望額どおりには配分できないというような状況になっていると思っております。当然東日本大震災ですとか、あるいは今後国家的なプロジェクトといいますか、そういったものでも国費の投入がかなり見込まれると思うのです。そういったことから、状況的には特に復興予算等の絡みがございますので、それがやっぱり収束される、時点がいつごろになるかわかりませんが、そういったものを考えますと、しばらくはこういった傾向といいますか、状況は続くものだというふうには認識しております。

以上でございます。

（委員長）ほかに。質疑ありませんね。

（なし）

(委員長) 質疑なしと認めます。

(何事か声あり)

(市街地整備課長) 済みません。細川委員さんの質疑の回答の部分で一部修正及び訂正、補足をしたいと思います。

16ページの不動産売払収入、この説明のところの土地売払収入と代替地売払収入、2段書きになっていまして、上の土地売払収入につきましては政策総務分ということで、下の代替地売払収入の分が本委員会の付託分ということで回答しました。

この内容につきまして、先ほど売り払い件数が4件ということで回答しました。こちらにつきましては、実際4件今年度売り払いがありまして、この補正の分に対しましては当初3件を見積もっていたところ4件となりましたので、1件分の補正という形に訂正したいと思います。よろしくをお願いします。

(何事か声あり)

(市街地整備課長) 本町4丁目分です。

(委員長) 今の答弁を受け、質疑はありますか、細川委員。

(細川) 大丈夫です。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第14号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)



(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成28年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(細川) 今回の修繕に関して、受注で6月までに直されるということで本会議でお話出たかと思うのですけれども、こちらについてはすごく詳しいご説明聞いたので、理解できました。ただ、点検だとか予防保守だとか、事前に交換するようなものというのも多々あるかと思うのですけれども、ある程度施設も老朽化等々出てきていると思いますので、どのタイミングでそうした故障の出ないような体系に持っていくのかというのがまず1つ。それをやるのか、やらないのか。やらないのであれば、やっぱり発生主義でもうやらざるを得ないのか。その場合には、やはりこういった形での補正組んでいかなければいけないのかなと思うのですけれども、そうすると予算立てのところで大分幅が見られるような状況もあるかと思しますので、私個人的にはきちんと予算立てして、そういった予防保守的なところも今後とっていったほうがいいのかと思うのですけれども、いかがお考えなのかということで、2点お伺いしたいと思います。

(下水道課長) まず、農業集落排水施設は、鴻巣市内4地区ございます。その中の1地区、この上会下地区でございます。4地区につきましては、日々保守点検業務が業者に委託して行っております。その際に異常等あった場合には逐一報告を受け、できる限り当初予算の中で保守に伴う修繕等を計上させてもらっております。

そしてあと、確かに上会下地区につきましては平成15年の供用開始ということで、年数がたってきております。その中で、先ほど申し上げました4地区の中で、笠原地区につきましては平成23年、4年にかけて大規模な改修工事を行いました。笠原地区につきましては平成2年の供用開

始ということで、20年以上が経過していた施設でございます。そんなもので改修の工事を行いました。

また、笠原第2地区につきましては平成7年の供用開始ということで、これもまた20年以上の経過しております。この中で、笠原第2地区につきまして、ことし予算上げさせてもらっていますが、大規模な改修工事に向けて設計委託を発注する予定になっていきます。

また、上会下地区と郷地、安養寺地区、こちらは平成15年の供用開始ということで、まだ20年には至ってございません。我々が考えているのは、20年をある一定の目安として考えております。20年を経過したものに対しては大規模改修が必要になってくるのではないかなというふうに思っています。それまでにつきましては、先ほど申し上げました逐次の保守点検の中で修繕を行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

（細川）今回この修繕に関して、寒い時期だから、まだいいのかなと思うのですがけれども、これ暑い時期にこういった状況になったときに即時発注とかというの、即時発注で即時改修というのが可能なかどうか。その場合に、これだめになってしばらくもう冷やすのができない、冷却できないから、使えないよという状態も想定されるのですか。

（下水道課長）こちらにつきましては、年間ここ何年か1,000万ぐらいの修繕料を計上させてもらっております。これ4地区全ての合計ですが、その中で急遽、突発的に起こった修繕についてはその中で流用等させていただき、修繕をしたいというふうに思っています。しかしながら、今回の故障はちょうど時期が悪く、今までの修繕費をほぼ使い切った状態でございますので、流用等ができないということで、今回補正に上げさせてもらいました。

それで、確かに委員おっしゃるとおりクーラーですので、夏の暑い時期になる前に直したいというふうに思っています。

以上です。

（細川）期間が、これ受注生産というか、お願いをしてから大体二月ぐらいかかるというお話ですね。今の時期だから、まだ気温も低いです。

寒い時期だから、その状態で使用していてもさほど問題がないのかなと思っ  
ているのですけれども、これが暑い時期に同じような状態になったときに即時改修  
ができるのかどうなのか。予算云々もあるかと思うのですけれども、それ今、年  
間4地区で1,000万円ぐらいとっているということなので、暑い時期という  
とまだ半期たっていないぐらいの状態だと思いますので、予算としてもまだ十分  
残っていると仮定して、そのときに即時補正組まなくても発注ができました、  
でもこれ直すまでに2カ月かかりますよという状態だと当然この施設使えるの  
かなと、素朴な疑問なのですけれども、そのあたりいかがかなというご質問だ  
ったのですが。

(下水道課長) おっしゃるとおり、この機器についてはちょっと期間が必要  
と、製作期間が必要ということでございます。急遽壊れる時期が、夏場の時期  
は確かに動かなくなるおそれがあります。そういった場合には、メーカー等とも  
相談しながら、例えば仮の設備を設置するとか、あるいはそのまま放出しても  
いいのかどうかと、そういったような検討を加えて対処していきたいというふう  
に思っています。

(細川) いざそうなったときに、やっぱり高額なお金がかかって、先ほど仮  
の施設、設備導入するとなると、それ普通に考えれば物すごい金額になるの  
ではないのかなんていうのを思ったりもするのです。ですので、やっぱりいざ  
というときの対応も事前にお考えいただいて、それで今回はこうした状況です  
ので、300万という金額出ていますけれども、施設が使えなくなるとい  
うのが一番困ります。それと、我々はやはり費用も高額になってくると、それ  
もまた困ってくると思いますので、そうしたところも十分ご準備をいただ  
ければありがたいなと思いますので、ここまでにしたいと思います。

以上です。

(秋谷) 長いことまちづくりにいて、上会下の処理方式が真空で、さら  
に冷却処理するというのを初めて教えていただいたのですが、ほかの3施設  
の処理の仕方というのはどういうふうになっているのでしょうか。同じな  
のでしょうか、それともまた別の処理の仕方があるのでしょうか。

(下水道課長) この真空処理方式は上会下地区1地区のみです。ほかの

地区につきましては、自然流下方式を採用しております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第16号 平成28年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成28年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(細川) そしたら、歳入のほうなのですが、一般会計の繰入金を1億円減額されています。これ全体の予算から見たときに、当初は5億7,800万のうち繰入金1億8,000万になるのです。今回いろいろと補助金のほうが減ったというのがあるのですが、全体から見たときにこの1億円、ちょっと引き過ぎなのではないかなと単純に割合から見たときに思ったのですが、そのあたり1億円減額するということは何を根拠にこの

金額に決定したのかということでお伺いしたいと思います。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長） 1億円でございますが、今回社会資本整備交付金が9,200万円要望に対しまして627万円ということで、その差が8,573万円減額になってございます。これは補助金額となつてございますので、この事業費といいますのは約倍になります。そうしますと、約1億7,000万円程度の事業費になります。その他29年度に補償を予定しておりました箇所が補助整備ができないということで、それも見送りということで、その事業費を合わせますと、委託費と合計いたしますと繰入金で1億円減額する必要があったということでございます。

（永沼） こちらの北新宿の区画整理事業においても社会資本整備総合交付金の減によって事業ができなかった部分があるのですけれども、当初事業として例えば物件移転補償を何件やろうとしていたものがこれの社会資本整備金が減になってできなくなったのか、その辺をちょっと詳しく教えてください。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長） 物件移転補償でございますが、当初では28件予定してございました。そのうち今回社会資本整備交付金を充てまして、3件の補償ということで、補償額で627万円ということになってございます。

以上でございます。

（永沼） そうしますと、それに伴う社会資本の関係でいきますと調査委託料とか、あとは区画道路築造工事、こういった部分についてもどの程度やろうとしていたものができなくなったのか、その点を伺います。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長） 工事請負費でございますけれども、当初道路本数としましては7本、7路線というのですか、7路線を予定しておりました。ただ、1路線はちょっと、4-7のほか何号というのがありますので、部分的に延長が短いということで、ちょっと4-7ということでまとめてしまっている部分もあるのですが、そういった路線を含めて7本の路線が今回整備する予定で社会資本要望してございました。そのうち今回物件移転と前年度にもう済ん

でおる場所がありますし、なおかつ地区内の幹線ということで整備をどうしてもしなくてはいけないということがありましたので、単費もしくは起債を投入いたしまして3路線整備をしてございます。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第17号 平成28年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時54分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第19号 平成28年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第2号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(永沼) 4ページですが、4ページの営業外収益の4番、消費税及び地方消費税還付金という目があるのですが、この金額については幾ら支払った後の消費税の還付というふうになっているのかというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

(下水道課長) こちらの消費税の還付金でございますが、先ほど説明申し上げました中で、平成26年度及び平成27年度に確定申告を行ったもののうち、過去の企業債に充当した分、これは平成25年度以前に充当した分についての還付金でございますが、この26年度、27年度に確定申告した際には消費税率8%で計算をしておりましたが、その26、27年度の申告のうち25年度以前のものについては5%でよろしいというふうな通知がございましたので、今回訂正をかけたものです。額については、全体の消費税、既に確定申告したもののうち、平成26年度が530万5,400円、27年度が993万6,970円、合わせて1,524万2,370円が還付となりました。以上です。

(永沼) 次に、14ページの支出の部分で、建設改良費になりますが、工事請負費の公共下水道汚水・雨水管渠築造工事、一部先送りというご説明だったのですが、その具体的な原因についてご説明願います。

(下水道課長) これにつきましては、先ほど来社会資本整備総合交付金がつかなかったということと全く同じでございますが、内示額よりも実際に交付された額が少なかったために今年度見送り、来年度以降に送ったということでございます。

(永沼) そうしますと、本来の計画があって今回できなかったということではありますが、基本的にどういう計画ができなかったのか、それを伺います。

(下水道課長) これにつきましては、下水道の汚水の整備工事ということでございます。延長にしましては、約470メートルの整備が来年度に回っていくという形です。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第19号 平成28年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

飛ばして、次に議案第22号 平成29年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(細川) それでは、464ページでご質問させていただきます。

まず、県の支出金が昨年度予算ゼロだったものがことし500万ついているのですけれども、こちらは何か変更があったのでしょうか。

(下水道課長) こちらにつきましては、支出のほうの473ページの中段、農業集落排水整備事業の設計委託料、ここで一千何がしを組まさせてもらっておりますが、その県、事業費の2分の1相当額の500万が県支出金でございます。これは先ほど申し上げました笠原第2地区の機能強化、改修工事のための設計委託料となっております。



(細川) あと、大きく変わっているところを少しお聞きしたいのですが、繰越金に関しては今の現状ということで理解するところではあるのですが、繰入金で1,200万増額になっているのです。これは、何か理由があるのでしょうか。

(下水道課長) これにつきましても、今ご説明申し上げました設計委託料一千何かがしに充当するための繰入金が多くなっております。農業集落排水事業特別会計については維持管理事業が主でございます、歳入としましては使用料、それから繰入金が多くなっております。その中で、使用料につきましてはほとんど変わらない数字なものですから、事業を起こすためには繰入金のほうを入れさせてもらったということでございます。

(細川) そうすると、先ほどお話のあったこの473ページの設計委託料、これ1,063万8,000円ですか、このうち半分は市で、半分は県でということで500万今回計上されているわけですね。今回1,200万ふえているのですけれども、ほかに何か新しく事業をやろうというものあるのでしょうか。

(下水道課長) 新規の事業は、この笠原第2地区の機能強化の事業でございます。あとは一般の、先ほどもこの前の審議の中でもありましたけれども、施設修繕料とか、そういったものが若干ふえている数字だと思います。

(永沼) 471ページですが、農業集落排水処理施設維持管理事業、4施設についての維持管理事業ですが、12番の役務費、汚泥引抜き手数料ということで予算が500万ついているわけですが、この汚泥の処理についてなのですか、その汚泥処理された後の処理の仕方というのはどのようなお考えでやっているのか、仕方について伺います。

(下水道課長) こちらにつきましては、処理施設の中に汚泥がたまるわけですが、それを引き抜いて処分先へ持っていきます。処分先は、北本市にありますクリーンセンターあさひという処理施設のほうへ運んでおります。その手数料となっております。

(永沼) 同じページですが、水洗便所改造資金補助事業で、生活困窮者

に対してということで25万出ておるわけですが、これは何人ぐらいを対象にしているのかというのをお聞きします。

(委員長) すぐに答弁可能ですか。

(ちょっと済みませんの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時24分)



(開議 午後1時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課長) こちらにつきましては、生活保護世帯などの1件分を対象としております。

以上です。

(永沼) そうしますと、生活困窮者の方、1件と予算でございますが、また対象者がふえた場合、こういった場合には補正予算なのか、どういう対処をなさるのかお尋ねいたします。

(下水道課長) 実はこの対象でございますが、私下水道課3年目ではございますが、今まで一件もございません。ですので、委員おっしゃられたとおり、もしふえるようであれば補正等の対応でお願いしたいと思っています。

(永沼) 473ページですが、先ほど来から農業集落排水整備事業の設計委託料のことで質問がありましたけれども、私のほうからは先ほどご説明の中で笠原地区の機能強化と、あと耐震化というようなお話があったかと思うのですが、ここにある設計委託料というのはそのまとまったものなのか、それとも機能強化に対しての委託というのと耐震化ということに対する委託という、分かれているものなのか、その辺をちょっと伺います。

(下水道課長) これにつきましては、機能強化及び耐震化を含めた一括した設計委託となっております。内容としましては、コンクリートの防食被覆工事とか機械設備、電気設備及び建築土木、さらには耐震補強を含めた設計となっております。

(永沼) 機能強化、電気設備とか、あと耐震化にかかわることって何か企業としてはそんなに一緒くたにやっている企業というのがあるのかどうかというのはちょっと私わかっていないのですが、もうこれに対する委託の発注というのはいつぐらいから始まるのですか。

(下水道課長) こちらにつきましては、新年度早々を考えております。業務委託の契約です。

(秋谷) ちょっと教えてもらいたいのですけれども

(済みません。休憩お願いいたしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 2 9 分)



(開議 午後 1 時 3 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

秋谷委員から発言を求められておりますので、許します。

(秋谷) 先ほど質問した件については、全て発言の取り消しをお願いいたします。ご迷惑をおかけします。

(委員長) 発言の内容、字句その他については委員長に一任に願います。ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第22号 平成29年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算について

て、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成29年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(細川) ご説明をいただきまして、一番気になるところが歳入の補助金です。国庫支出金のほうが先ほどの補正でも当初9,200万の計上、予算されていたと思うのですけれども、実際のところは627万と。当初予定の7%弱なのです。来年度、29年度はさらにふえて1億1,425万。これ現実的な数字なのですか。交付金の割合として55%だとか50%というのは規定としてあるとは思うのですけれども、実際のところこれ満額回答来ると思えますか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 要望額の要望ということで、もう28年度におきまして29年分の要望ということでご提出はしてございます。これは、内示がまだこれから来年度に入ってからあるわけでございますが、市としましてはこの要望額で交付されることを希望しておりますので、その辺はあるかないかというのは現在ではわかりません。

以上でございます。

(細川) あるかないかわからないということであれば、これまでの経緯を踏まえてある程度計算していくのが現実的だと思うのです。やっぱり後になって補正かければいいやというのものもあるかもしれないですけれども、ある程度事業としてここまで進捗、進めていかなければいけないのだというところからの後追いでやるのか、それとも前から順次進めるのかとか、本当にもう計画がどんどん、どんどん後ろに行ってしまうだけだと思うのです。これに関して、もう既に補助金が足りないのです、その

分削減してということでおくれているというようなお話も以前からされていますので、ある程度計画どおり、もしくは計画の見直しをしていくのかとか、何かその辺具体的な策とかってお持ちなのでしょうか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）29年度の予算につきましては、当然28年度に要望を出して、内示がもらえなかった額をプラスしまして、なおかつ区画整理事業がどうしても道路一本つくれば済むという事業ではございませんでして、面的に整備をするという手法をとっておりますので、面的に整備を考えた場合29年度にこれだけの事業費が必要だということで工事費は算出しております。

（細川）ちょっと回答になっていないのですけれども。ただ、実際問題として、もうある程度のところで計画の見直しだとか、大幅にずれていくようであれば、そういったことも視野に入れて動いていかなければいけないとは思っています。国からの補助金がもう毎年のように少なくなっていると。本会議場でもやっぱり交付金のほうが当初要望額の3割、4割あればいいかなとか、そういったお話も出ていたりとか、実際に今回このところに関してはもう10%も行っていないような状態で、これではどうやるのとなったときに、結局市の予算でやらなければいけなくなってしまうと思うのです。なので、であればある程度そのところを踏まえて計画立てていくのが現実的なものなのかなということなのです。この要望額、満額欲しい、当たり前だと思っています。当たり前なのですけれども、でも現実的なところ、ではどうなのですかというお話になったときに、相手あることだからわかりませんで、現時点で、ではそこで終わるのですかというお話になってしまうのではないですか。なので、今の質問なのです。相手あることだからわからないのは当然だと思うのです。だけれども、これまでの経緯を踏まえて大体このぐらいは予定している、全体の進捗としてこれぐらいは進めたいとか、何かそういうものがあってしかるべきだと思うのです。というところでもう一度お伺いさせていただきます。

（都市整備部長）細川委員の再質問、お答えいたします。  
補助金の絡みなのですからけれども、確かにご指摘のとおり近年の交付状況

を見ますと、本会議でも申し上げましたけれども、ここ数年約5割、4割、3割ということで、10%程度ずつ削減といたしますか、低くなっている状況でございます。ただ、これ予算も確かに計上の仕方もあるかと思うのですけれども、先ほど所長のほうも申し上げましたけれども、鴻巣市の場合は基本的に当然のことながら前年に国のほうに概算要望を出しているということもありまして、当初予算への計上というのはその事業、事業の要は補助の上限額、満額で予算計上も、要は前年度行う要望額に合致した形で予算計上をさせていただいているところなのです。実際に内示が出るのが、年度明けて4月、5月ぐらいの時期に内示が出るのです。実際に内示が出てから、これは北新宿だけではなくて、本会議でも申し上げましたけれども、鴻巣市として大きく2つのといたしますか、要は防災安全にかかわるような計画と、それから通常の計画と言ったらいいのですか、という計画に大きく分けているのです。それ以外にも下水の計画もあるのですけれども、別途。ちょっと細かい話なのですけれども、防災安全にかかわる事業については、比較的その交付率もある程度、要は計画の防災安全という観点から、ある程度の交付率、具体的に言いますと昨年、一昨年を例にしますと一昨年在約6割程度だったと思います。逆に27年度が6割ぐらいだと思います。今年度が7割ぐらいと。逆に若干ふえていることもあるのです。それは防災安全の関係なのですけれども、通常分というのが先ほども申し上げました5割、4割、3割ということで提言されているということなのです。その内示が出た段階で、その通常分の計画にぶら下がっている幾つかの事業があるのですけれども、その事業をまさに、ではどういうふうに、今年度の例で言いますと3割の配分率、交付率だったわけなのですけれども、それをではどういうふうに、全部の事業にでは均等に3割を配分すればいいのかというところやはいりそういうことではなくて、市としての優先度といたしますか、そういったものも勘案して補助金を有効に執行しなければならないということなのです。北新宿の場合で言いますと、平成28年度も一番事業のかなめとなる3号幹線という、その部分にはできればつけたかったのですけれども、どうしても荒川左岸通線、それが平成28年度最終年度ということ

もありまして、そちらに持っていく必要があったということで、北新宿の分がかなり減額、先ほど言った9,200万が600万程度に低減されたという結果なのです。ただ、市といたしましては、それではやっぱり区画整理の事業が進まないということで、本会議でも申し上げましたけれども、急遽これは、では補助金ではなくて合併特例債を使って執行しようということで、そういった対応をさせていただいたということなのです。ですから、内示が出て、市としても区画整理だけではなくて、いろんな事業の対応をできる限りどういった財源を当て込むかというのを当然財政当局のほうと調整しながら執行していると。確かに部分的には先送りになる事業も当然出てくるのですけれども。予算的にはどうしても12月、3月が多いのですけれども、3月でこういった形で補正をさせていただくという、そんな状況になっているものでございます。よろしいでしょうか。

(細川) 予算上満額つけないという部分に関して、もうこればかりはそういうふうにも今までもやられているのでしょうから、ここに対してどうのこうのというところではないとは思っています。ただし、やっぱり現実路線としてことしどこまで進めていきたいのかというのが具体的にあるかと思うのです。そうすると、今度社会資本整備総合交付金、これを利用してやっている事業というのが今何本あるのか、どういった事業があるのかというのをちょっともう一度教えていただければと思うのですが。

(委員長) 答弁できますか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時57分)

---

(開議 午後2時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市計画課長) それでは、社会資本整備総合交付金の割り振りにつきましては、私のほうからご説明させていただきたいと思っております。

まず、鴻巣市における重点都市基盤整備計画におきましての交付金の申請ですが、三谷橋一大間線街路整備事業におきまして8,580万円、北新宿第2地区……

(委員長) 第二土地。土地区画整理事業だ。

(都市計画課長) はい、済みません。北新宿南北幹線につきまして7,550万4,000円。同じく北新宿第2地区、北新宿2号幹線3,875万円。鴻巣駅東口駅通り地区、駅東通線、中山道線におきましては1億1,026万4,000円。鴻巣駅東口駅通り地区、駅北通線、宮本通線におきましては5,343万8,000円。鴻巣駅東口駅通り地区第1種市街地再開発事業につきましては2億3,280万円。以上が鴻巣市における重点基盤整備計画に基づく要望でございます。

なお、北新宿におきましては、特定の事業名を述べさせていただきましたが、南北幹線ほか、また北新宿2号幹線ほかということで、ほかの整備もできるような形で申請を上げております。

続きまして、鴻巣市における安全・安心のまちづくり計画での要望につきましては、市道A-1004号線におきまして2,915万円。都市防災総合推進事務4,050万円。地域住宅計画に基づく事業といたしまして78万8,000円。住宅建築物安全ストック形成事業におきまして17万5,000円。以上の社会資本整備交付金の申請を行っております。

以上です。

(細川) そうすると、今回今お名前挙げていただいたのですけれども、三谷橋一大間線だとか、あと北新宿、北鴻巣、宮本通線再開発、結構大きな金額見えるものとして順位づけすると、再開発が2億3,000万ぐらい、北鴻巣のほうは1億1,000万、その後で三谷橋一大間線とか、金額だけ見たときにやっぱりここの残りの部分がなかなか進み切らないのかなとは思っているのです。そうしたときに、毎回予算、決算で今の進捗どれぐらいですかと、それに対してことしどの程度進みましたか、もしくは進ませる予定ですかという質問をさせてもらっているのですけれども、今の現状と、今回予算ですので、29年度でどの程度進捗させる予定なのかということで、北新宿に関してそちらのほうご回答お願いします。



(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) ちょっとお待ちください。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後2時24分)



(開議 午後2時24分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えいたします。

30年3月31日の見込みの進捗率でございます。こちらにつきましては、約55.3%を見込んでおります。

以上でございます。

(細川) 現段階の進捗はどんなものでしょうか。これ3月末日の見込みのものでもいいですし、現段階、2月、1月とかでもいいですし、切りのいいところでお答えいただければと思います。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えいたします。

29年3月31日の見込みでございますが、50.3%を見込んでございます。以上でございます。

(細川) そうすると、29年度1年間で大体5%の進捗で見込み立てているのですけれども、現予算でこの進捗賄えますか。社会資本整備総合交付金、こっちのほうの減額があってもある程度このところは賄えそうな形なのでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 先ほど申し上げました30年3月末日の進捗率につきましては、あくまで予算を全て消化した場合の進捗率になりますので、社会資本整備交付金が減額された場合には当然進捗率も下がる見込みでございます。

(細川) そしたら、参考程度になのですが、28年度の交付率を踏まえて、その場合にどの程度進捗があるのか算定されていますでしょうか。

(済みません。ちょっと休憩をの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 2 時 2 7 分)



(開議 午後 2 時 2 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えいたします。

今年度の交付金交付率を29年度の事業の交付率に掛けて算定しますと、51.8%になるとおられます。

(細川) そうすると、このまま継続すると32年ですか、完成予定のもの、今の状態でいくとあと20年近くかかっていくような形だとは思っています。どこかでこれ見直しをかけていかないと本当に厳しい事業になってくると思うのです。もう既にちょっと厳しいような状態なのですが。それで、実際に工期が延びれば当然経費もかさんでくると。そうすると、事業費が膨れてくる。誰が負担するの。市民の負担になってしまうのです。なので、ある程度のところでちゃんと線を引いていかないと。ほかの割り振り等々もあるとは思いますが、こちらに関しても同様に早く終結できるような形でちょっと取り組んでいただければなとは思っています。実際に今お答えいただいた1.8%、かなりしんどいだろうなと思うのです。29年だけではなくて、30年、31年、もう恐らくその状態が今後も続いていくとは思いますが、計画を変更するもしくは見直しをするといったときに、現段階で何かお考えがあるのでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 実は北新宿区画整理事業でございますが、全体の面積が62.1ヘクタールございまして、そのうち現在仮換地指定が行われておりますのが、約46ヘクタールが仮換地指定をしております。残りの約18ヘクタールにつきましては今後仮換地指定ということで、来年度予算が決定しますれば仮換地指定を行うわけでございますが、この中で所有者がこの先に仮換地を指定した区域とまだこれから仮換地指定をする区域に同じ土地、持っている土地というのがございまして、飛び換地というのですが、そういったこと

があることによってなかなか線引きを、では例えば高崎線が通っていますので、あの線路で分けて、例えば荒川土手側、そちらについては見直そうと、そういったことは今の状況ではできない状況になっておりますので、今後やはり整備エリアの事業の見直しというのは難しい状況です。

（細川）事業の見直しができない状態なのであれば、何としても終わらさなければいけないと思うのです。このままいったときに、大体終結どの程度になってくるのでしょうか。

（都市整備部副部長）区域面積が62ヘクタールということで、細川委員申しますように相当、まだ半分近くの整備が残っております。まだ仮換地指定していないところもありますし、今後事業計画の変更とあわせて区画道路の位置づけ、仮換地指定ということを次年度の予算計上させていただいておりますので、その中で組み替え等は考えております。市長は特に申しているのは、J R 高崎線から17号側を32年度まで、ある一定程度の整理を終わせということで実質指示が出てございます。実質面積割合で言いますと、J R 高崎線から17号までが全体の62に対して46ヘクタールでございます。J R から元荒川が16ヘクタールということで……

（荒川の声あり）

（都市整備部副部長）荒川です。荒川側に関してはまだ一切整備をほとんどしていない状況の中で、17号側の進捗が28年度末で68%でございます。ですから、おおむね29、30、31、32ということで、4年間の中でどこまで行けるのかなというのと、やはり社会資本の配分を多目に配分をさせていただいて、なおかつ保留地の公売というものが年度当初よりこのところかなり、倍近くの公売力を上げていますので、その販売資金を調達しながら、何が何でも32年度末までにはJ R から17号側をやろうという今スタンスで考えています。それに関して、逆に荒川側に関しては今後どのような形で整備していくのかというのは将来的な計画変更も含めてやっていかななくてはならないということで、今の状況でいくと委員おっしゃるとおり20年ぐらいはかかってしまうのではないかなというふうに予測しているのですけれども、今後事業計画の中でどこまで圧縮できるかというのは今後の区画整理の整備の課題として位置づけて検討し

ていかなくなくてはならないということでございます。現状の中では、何年に終わるといふことはちょっと申し上げることは安易にご発言できませんので、お願いしたいと思っております。

(細川) よくわかりました。

では、今やっぱり事業計画の変更を含めてやっていくと、29年度で、そのための予算もちゃんととっているということなので、もうそちらに関してはいいかなと思っております。ただ、あと今ちょっとご回答いただいた中に公売、できたものを販売していったって、それでその費用もやっぱり事業費として回していくということもあるわけではないですか。今までイベントに行ってティッシュを配っていただいて、張り紙してとか、本当に皆さんのご努力というのはすごくよくわかるのです。来年度以降また公売力高めるために何か秘策というか、考えているものというのがありますでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 特に秘策というのはないのですが、ただそういった売り上げを上げるにはやはり人が動かないことには当然、保留地があるというのをまずは知っていただくというのが大事ということになりますので、例えばイベントが鴻巣市内でも数々ありますので、その辺に極力職員が出向いて保留地の公売を行っていくという、もしくは今回の事務所が事業地内から移転してございますので、ちょっと現地から離れているということがありますので、例えば保留地を売る現地にテントを張って、そこで人が集まるような販売手法をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

(永沼) 一応32年終結を目標にしているということでございますが、高崎線から17号線までの間ということをおっしゃってございましたけれども、

---

(委員長) それは、ここの所管じゃないや。

(所管が違ふんのですの声あり)

(永沼) 所管じゃないのか。

(所管じゃないの声あり)

(永沼) 済みません。訂正いたします。では、それは発言を取り消します。

それでは、保留地売却収入の関係……

(委員長) ちょっと待ってください。では、さっきの発言は取り消しでよろしいですね。

(永沼) 取り消しで。はい、そうです。

(委員長) では、取り消します。

(永沼) はい、済みません。保留地売却収入でございますが、ことしの予算における売却数の予定は、件数は幾つあるのか。また、業者の利用をまた考えているということなのですが、その業者に対しての区画は幾つにしようとしているのか、それを伺います。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えいたします。

次年度の保留地の売却戸数でございますけれども、5カ所予定してございます。なお、予算説明でもご説明申し上げましたけれども、29年度につきましては面積が業者よりかなう面積がないということで、次年度は見送るという形で考えております。

以上でございます。

(永沼) 今後なのでございますけれども、今後の保留地の売却についてはどれくらいの予定をしているのか、それを伺います。済みません。それとあわせて、収入額も伺います。

(委員長) すぐに出ますか。さっき示していなかったっけ。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 済みません。お答えいたします。

保留地面積でございますけれども、全体で2万5,199平方メートルございます。現在1万4,978平方メートルを分譲してございますので、残りの面地としましてはあと84画地ということで考えておりまして、なおこの面積の切り方によりまして若干戸数の変動はございますので、最終的に目標としましては84戸分譲するということで考えております。

(何事か声あり)

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 続けてお答えいたします。

保留地の処分金でございますが、全て売り切った場合には一応16億の予算ということで考えておりました、28年の3月現在でトータル9億4,529万7,573円を売り上げてございます。その差額ということで、あと6億5,000万程度をこれから保留地ということで分譲する計画でございます。

(阿部) 先ほど高崎線から南側については事業計画の変更をするということも考えているという話がありました。その事業計画の変更、今、現段階でもってどういう形の変更をするのか。また、地権者たちがそれを納得するのか、しないのかというのは変更を出してみなければわからないかもしれないけれども、大幅に変更ということになると地権者の期待を裏切る部分というのは出てくると思うのだよね。その辺についてはどうお考えなのかお答えいただきたい。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えいたします。

先ほど申しました事業計画の変更内容でございますけれども、まず今回やろうとしておりますのが富士見通線、これの廃止に伴う変更ということで、当然これ都市計画道路でございますので、その都市計画道路の幹線がなくなるということで、それに伴う換地の修正が必要だということの変更という意味でございます。ですから、事業を縮小するとか、そういうための変更ではなく、あくまで換地の詳細の変更という考えのもとの変更でございます。

あと、地権者の方がどう思うかという話でございますけれども、実は都市計画道路を変更した案ということで、平成20年、21年、その年度に地権者の方に公民館に集まっていただいて説明をしているというのは以前の担当から聞いてございます。ですから、その辺の大幅な変更というのは現在考えておりませんので、よろしく願いいたします。

(坂本) 543ページの職員人件費のところなのですが、社会資本整備総合

交付金が減額された場合、完成がおくれていくという中で、1年もしおくれたとしたらば、大体この職員人件費とか、あとはどういうものが膨れ上がるというか、事業費として。ちょっと教えてください。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）お答えいたします。

一般管理費というのがございますけれども、ここの部分の職員給与もしくは事務所の庶務事業費、これがかさんでいくという考えでお願いしたいと思います。

（坂本）事業費の全体が減った場合に、最低限のところって変わらないと思うのですけれども、全体の仕事が減った場合に、今いらっしゃる6名プラス再任用1名というこの体制がもう少し少なくてもいいとか、そういうことになるのかなというふうに想像するのですが、その辺はいかがでしょうか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）あくまで予算の中で、事業がどういう事業があるという中で職員配置をしてありますので、例えば交付金がではつかないから、年度途中で1人減らすとか、そういったものは多分、担当は職員課になりますけれども、ないものと思っております。

（坂本）完成の時期がおかれていくと事業費がどんどん膨らんでいってしまうという中で、そういう人件費を少しでも抑えていくということはいろいろ検討していくべきではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）今後検討していきたいと思います。

（秋谷）先ほど来いろいろな議論があるので、ちょっと1点だけお伺いしたいのですけれども、保留地の売却に当たって、今年度は1,133平米で5画地ですか、予定されているようですが、業者を利用やるところがないということなのですけれども、保留地のつくり方というのかな、もちろん計画があつてそのとおりに進めてはいるのでしょうけれども、もっと業者売りができるようなところからやっていくようなことというのは

できないのでしょうか。要は上下水道とかの絡みもあるので、当然そういった課との連携というのももちろん必要なのでしょうかけれども、そういうより事業スピードがもっと最適化というか、上がるような区画のつくり方、工事の仕方というのはできないものなののでしょうか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）まず、工事でございますけれども、まず初めに取り組むのが下水道工事になります。この下水道工事のほうは、まずは本管につながなくてははいけませんので、これ途中でつくったとしても流すことができませんので、その考えのもとに下水道工事が終わり、水道工事が終わり、道路整備になっていきます。そういったものを考えますと、やはり保留地があるところから先に整備するというのはなかなか難しい状況になってございます。なおかつ、保留地の決め方でございますけれども、まず地権者の方を優先に換地の場所を定めて、その中で保留地が生み出せる手法ということで保留地をつくっておりますので、なかなか保留地優先というのが難しい状況でございますので、現在の状況になってございます。

（秋谷）あと、もう一つだけ。

先ほど秘策がないかという話がありましたけれども、何か婚活絡みでたしか広田と北新宿のほうは幾らか補助を出すというお話がたしか始まったか始まるのか、何か記憶にあるのですけれども、そういったのを前倒しで何かしらアプローチするような手で保留地の売却にもっとつなげられぬですか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）先ほど委員さんおっしゃるのは、住宅取得応援、鴻巣市定住促進事業のことだと思えますけれども、これは当然保留地売るに対しましては事業がこういったものがあるというのを詳細説明して、ぜひご利用くださいというのは当然申し上げています。また、窓口に見えた方には極力この辺の事業のPRをしてございます。ただ、実績としては、まだ区画整理地内ですけれども、広田中央はゼロ件で、北新宿が1件あったと、こういう状況になってございます。これは、2月22日現在の状況でございます。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。



(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第24号 平成29年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成29年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

(細川) それでは、558ページの歳入のところからちょっとご質問させていただきます。

繰入金のほうが昨年が、562のほうがいいですか、前年度予算と本年度予算比較が出てきますので、こちらでちょっとお話しさせていただきます。3番の繰入金で28年度6,000万、29年度2億ということで、かなりこのところふえています。それで、これなぜにこのような金額になっているのか、まずここを1つご質問します。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えいた

します。

主なものとしましては、工事請負費、都市計画道路築造工事 1 億 2,000 万、こちらがふえた、増額分ということで繰入金が増額になったものでございます。

(細川) そしたら、今の事業進捗、どれぐらい進んでいるのか。残り事業面積というのですか、やらなければいけない面積、それからその予算の総額どの程度あるのか。それを全て売却するとなったとき、残り売却面積が幾つなのか。その売却価格が幾らなのか。こちらのほうお願いします。

(委員長) すぐに出ますか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 済みません。もう一度お願いできますか。

(細川) 今残っている事業として、面積どの程度あるのか。それに係る事業予算として、どれぐらいの金額がかかるのか。当然事業を起こした後には売却されるかと思えます。売却される面積がどの程度あるのかと売却金額幾ら残っているのかということでお願いします。4 点です。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 3 時 0 5 分)



(開議 午後 3 時 0 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 順次お答えいたします。

まず、進捗率でございますが、これは平成 30 年 3 月 31 日、あくまで見込みでございます。86.7%を見込んでございます。同じく整備の残りの面積、これはあくまで事業費ベースで出した面積になります。残り 3.3ヘクタール。その残りの面積に対する事業費でございますが、4 億 4,000 万でございます。あと、保留地の残りの売却できる面積でございます。5,844 平方メートルでございます。また、それに伴う売却金額につきましては、今年度予算で平米単価を出してございますので、あくまでその平米単価

3万5,000円を面積に掛けて、約2億400万円を見込んでございます。  
以上でございます。

(細川) 済みません。もう一度確認なのですが、残り3.3ヘクタール、事業費ベースで4億4,000万というのは、これ平成30年3月31日時点のものということでしょうか、それとも現時点のものなのでしょうか。お願いします。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) あくまで平成30年3月31日現在の見込みでございます。

(細川) そしたら、29年の4月1日から30年の3月31日までの進捗、何%ぐらい進捗させるのか、それに伴って現時点の残が面積どの程度あるのかをお願いします。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時12分)

---

(開議 午後3時12分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 申し上げます。

まず、29年度末の進捗率は79%になります。先ほども30年3月31日見込みの進捗率を86.7ということで申し上げましたので、7.7%の進捗ということになります。

残りの面積でございますが、29年3月31日で5.3ヘクタールになりまして、要するに30年3月31日で3.3ヘクタールになるという見込みを立てておりますので、2ヘクタールの整備が進むという結論になります。

以上でございます。

(細川) そうすると、29年度である程度進めば、その後残り2年、30、31年度で完了ぐらいなベースになってくるのかなと思うのですが、今の段階ではそれぐらいで想定しているということでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えいた

します。

29年度予算が、これが無事に全て執行できた場合、残りの物件補償もしくは道路工事等につきましては、30年度に物件補償を1件行いまして、それに伴う舗装のみが残っている道路がまだありますので、その辺の整備を行うというのが30年度の予定になってございます。また、31年度で最終的に道路を引き渡すための整備ということで予定を考えておりまして、事業認可が32年度で終了という考えでおりますので、工事の整備、補償については31年度中には終わせるような計画で今進めてございます。その後また換地処分とか、そういったものは出てまいります、あくまで32年度までにその整備を終わすという考えで進めております。

(細川) 外からの補助金というか、県の支出金だとか保留地の売却収入、こういった外的要因があるものというのが金額ベースでそんなに大きくないので、予定がそんなに大幅に狂わないのかなとは思うのですけれども、そのあたりのご見解っていかがですか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えいたします。

こちら広田中央特定区画整理事業につきましては、特に社会資本整備交付金が投入されるとか、またほかのそういった補助事業を使うという事業が今のところ入ってございませんので、その辺を鑑みますと予定どおり進むのかなと思ってございます。ただし、保留地の分譲がやはりなかなかちょっと広田の区画整理事業の中では売れない状況が今続いておりますので、その辺をちょっと何とかしようという考えあるのですが、その辺が順調にいった場合には予定どおりいくという考えでおります。

(細川) あと、567ページ、下のほうなのですけれども、今回ちょっと見なれないところで投票管理者報酬、立会人報酬、開票の立会人報酬ということで予算が組まれているのですけれども、これ昨年まで見当たらなかった項目かなと思うのですけれども、背景をお願いします。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えいたします。

実はこれ報酬部分でございまして、広田中央の審議会委員の任期が平成

30年3月30日で切れるというのがありまして、この区画整理審議委員というのは選挙で選ばれるものになってございますので、その立会人とか、そういった方の報酬を29年度で計上したものでございます。

(細川) 結構何か特殊なのですね、ここの審議会を選ぶというのは。審議会委員ですか。内容はわかったので、その次、569ページの13の委託料で、選挙人名簿作成業務委託料ということで項目計上されているのですが、これは今のお話の選挙人名簿ということでよろしいのでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) はい、そのとおりでございます。

(細川) そうすると、こういった形で審議会委員選んでいるところというのは、ここのほかにどこかありますか。というのが、5年に1度の改選とはいっても結構大きなお金動いているかと思うのです。報酬に関しては、ある程度それは必要なものなのであれなのですけれども、例えば選挙人の作成業務委託とかという形で260万計上されていますよね。ということは、工期があれば当然これだけの大がかりな事業になったときに1回というわけにはいかないかと思うのです。そうすると、一番最初、また今回ということになってくると思うのですけれども、その大きなお金を使ってこうやって選んでいるというのは何か理由があるのですか。それとあわせて、そのほかのところでもこういった選定の仕方があるのかということで、2点お伺いします。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えいたします。

この審議委員につきましては、土地区画整理法で定められたものにとつてこういった選挙等を行う予定になってございますので、特に広田中央区画整理が特殊なことをやっているものではございません。

なお、平成27年度におきまして、北新宿につきましてもその審議委員の選挙ということで予算を計上した経緯がございます。

(細川) この選挙人名簿の作成とあるのですけれども、大体何名ぐらいがこれ対象なのですか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えいたします。

これは、あくまで土地の所有者が権利者というか、対象になりまして、また借地権、そういったものをお持ちの方もこの選挙の対象者に含まれますので、現在把握している中では300名程度いるのかなと考えてございます。

(細川) 300名程度の名簿を作成するのに250万かかる。260万円ですか。結構何か高額なのかなと思うのですけれども、それ妥当な数字なのですか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えいたします。

この選挙名簿作成委託につきましては、県の歩掛かりというのを使用して積算しておりますので、間違いはございません。

以上でございます。

(細川) この選挙人名簿を作成するに当たって、どういう項目をピックアップして、内容的にどういうものなのかというのがちょっと見えないのです。もうただ単に名簿の作成をして審議会委員を選定する名簿を作成するのだということであれば、こんなに高額なものってかかるのかなというのが正直疑問なのです。もう既に1回終わっていて、名簿があって、その上でその権利者のところが売買等々で若干変更になっている可能性はあるかもしれないのですけれども、そんなに大きく変わるものなのですか。というのが思いとしてあるのですけれども、そのあたりいかがなのでしょう。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 実はこの広田中央地区につきましては平成9年に認可をもらいまして、それから5年ごとにこういった選挙という形になってございますので、今回初めてこういった作成委託の予算を計上したものではありませんので、特殊なものではございません。

(細川) 特殊かどうかということを知っているのではないのです。何をやっているのかなと、この名簿を作成するというのはどういう項目を挙

げているのかなということをお聞きしていたのです。では、まずそちらのほうお伺いします。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）お答えいたします。

中身につきましては、まず権利者の登記簿謄本の調査、またそれに伴う名簿作成と換地図の整理というのがございます。そういったものを含めて選挙人名簿で作成をするという業務委託になってございます。

（細川）平成9年からやって、9年、14年、19年、24年、今回ということですね。毎回やっているからということで、変なものではないよというご説明があったのですけれども、我々一昨年からこれを見ているので、その前のお話というのもそれはそれで前提としてあるのは理解はします。ただ、今の段階で、では今までのものがあったから、そしたら今回選挙人名簿をつくるのというのは、そんなに大きな変更がないのだったらそんなに手間がかからないのではないのと逆に思うのです。毎年同じ金額なのですとなってしまうと何か変な感じがしませんか。だからこそ、この金額というのが妥当なのですかと。聞いているのはそこなのです。

（何事か声あり）

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）お答えいたします。

年数がたちますと、所有者が当然かわってまいります。それを登記簿全て確認する業務になりますので、そういった業務をまずはやっているというのが状況でございます。

なお、広田中央でございますけれども、認可をいただいたときの人口が163人だったものが現在では5倍近く、1,009人ということで、これ人口だけでもふえてございます。当然そういったものまで調査がありますので、こういった予算になってございます。

（細川）先ほど対象の方300人ぐらいというお話しされていたではないですか。今度1,000人という話が出ているのですけれども、この数字のマジックは何なのでしょう。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えいたします。

この人口につきましては、当然1世帯、今回の権利調査については1人になります。人口は当然5人でお住まいだったり、1つの家に5人でお住まいだったり、3人だったりしますので、あくまでこれだけ人口もふえている中でそういった登記簿も変更があるというのが申し上げたかったわけでございます。

(細川) そうすると、さっきの300人というのは300世帯というような、300世帯に対して、その1世帯に対して1名というような形で、権利者が300名いるからというような、そういうニュアンスで捉えてよろしいのでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) あくまで1世帯3人という中で、一応先ほど申し上げた人口が1,009人、これが29年1月1日現在の人口でございますので、それに、3で割りまして一応300人ということで積算をしております。

(細川) ちょっと今の説明がよくわからなかったもので、もうちょっと詳しく教えてもらってよろしいですか。

(何事か声あり)

(委員長) 答えられますか。

暫時休憩します。

(休憩 午後3時28分)



(開議 午後3時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 先ほど人口で、3で割って出したのだという説明をしてしまいましたが、これ前回の5年前、調査もやはり300人でやっております、なおかつ保留地を買われた方もおりますので、そういった方が若干の増あるということで、人数についてはそのような形で出しております。

(細川) そうすると、今回の事業対象の区画というのがありますよね。



面積というか。そのほかにその周りの地域の人たちもこの中に入っているということでもよろしいのですよね。入っていないのですか。

（委員長）入っているのでしょうか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）この選挙人名簿につきましては、あくまでも広田中央特定区画整理事業地内の方が対象になりますので、地区外の方は入ってございません。

（委員長）地権者は、地区外にいたって入っているのだよ。

（何事か声あり）

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）失礼しました。例えば土地だけお持ちになっていて、お住まいが地区外にある、そういった方はこの名簿のほうには載ってまいります。要するに土地の所有者、または事業地区内の借地権者とか、そういった権利をお持ちの方がこの名簿に載るという形になります。

（細川）その人たちの名簿をつくるのがこれだけかかると。過去何回か、もう5回ですか、やられてきていて、また一から調査をしてやるのだと、そのために260万の金額をかけてやると。累積しているデータなのであれば、変更点だけを押さえたりというところだけで済むのかなと単純に思うのです。だから、回数重ねているからこそだんだん減っていく、もしくは横ばいになるというのが本来あるべき姿なのかと思うのですけれども、毎回これ一から全部調べ直しをされるのですか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）これは、あくまで先ほども申し上げましたが、県の歩掛かりにのっとってやっておりますので、前の例えば5年前のデータを使うとか、そういうのは市としては考えてございません。

（細川）これは、どこに委託されるのですか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）これから入札で業者のほうは決まります。

（細川）県の歩掛かりというのですか、それを使って調べます、やるのは入札でどこか民間の業者がやるのだということなのですかけれども、そのシステムを使うというのを民間の方がやってそんなにかかるものなの

ですか。

(委員長) 答弁できますか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) この業務につきましても、法務局に行きまして、この25ヘクタール全ての権利者を調査するという業務になってございますので、多分こういった県の歩掛かりをもとに積算すると金額が出ているものでございます。

(細川) それで、25ヘクタールというのはもう結構なのですけれども、かなり広い土地ですよということなのです。その権利者は300なのですよね。300区画だから300という人数になってくるのかなと思うのですけれども、そのこのところ間違いないですか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) この権利者数につきましても、前回の権利者数を使っておりますので、現在がこの300かどうかというのは把握してございません。

(細川) そしたら、どの程度になるのですか、今回は。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時35分)



(開議 午後4時02分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 先ほどの選挙人名簿作成業務委託でございしますが、これ業者から見積もりをとりまして積算して出しておるものでございます。中身としましては、土地登記簿謄本を一括で調査すること、また住民票調査及び法人登記の調査、所有者名簿の作成、共有者名簿作成、借地権者名簿の作成ということで業務を行うということになっております。役所のほうがやる業務もありますので、その辺は極力諸経費をかからないように考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(細川) では、今のところ、謄本を調べたり、住民票を調べたりと法人登記、権利者、あと借地権、こういったものを調べるというようなお話

なのですけれども、実際のところかからないようにできるところがあるのですか。例えば役所側でやると一例でお話ししていましたが、そういったものというのがこの項目の中で何かあったりとかするのでしょうか。

（都市整備部副部長） 所長が先ほど答弁なさったのは、業者さんからの見積もりでございます。今私も見ているわけですが、作業内容についてはさっきの5項目で、もうほとんどが人件費です。実質100万弱が人件費として、残りの全て経費等に算入されて約260万という数字となっておりますが、その中では土地登記簿謄本、または全部事項証明書の交付申請、住民票の調査及び法人登記調査ということですから、その辺が市の発注業務として可能かどうかというのはこれからちょっと調査研究しなくてはならないのですけれども、雇用である程度対応できるものに関しては、すれば当然ながらそれなりの費用というものは安くなると思いますので、あくまでもこれは業者に発注しました、業者さんのほうの費用にかけて全部調査してくださいという中身ですので、その中で少しでも市のほうで協力できる部分があれば、発注金額を設計の段階から下げて発注したいと思っております。

（秋谷） ちょっとしばらく説明から時間があいてしまったので。ご説明の中で、新年度というのかな、新年度の保留地の売却が、それともその後のことなのか、何か難しいようなお話をしていたような気がしたのだけれども、それ気のせいかな。間違いかな。何か障がいみたいなのがあるのかしら。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長） 広田の区画整理事業の、なかなか保留地の売却が進まないということがございまして、28年度につきましても相当苦労はしたのですが、何とか予算を確保できましたので、その線を鑑みますと29年度も保留地の売却は相当厳しいのかなということも申し上げたものでございます。

（秋谷） 売却が厳しいというか、要は持てる案というものをもう一度洗い直す、例えば今回市長が企業誘致のことで上会下のほうに今度企業が進出してくれるという話があったではないですか。例えばそういう企業

が寮をつくっていただけるといってお話があったのではないですか。そういったところにアプローチとかは考えられないものなのではないでしょうか。あるいは、この周辺の工業団地が当然赤城にあるわけだから、そういった工業団地のお勤めの方々にこういうお話を持っていったことが一度でもあるのですか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）実は川里工業団地につきましては、チラシの配布は当然前からしてございます。今回新たに上会下地区のほうにそういった事業者の進出があるということも聞いておりますので、その辺は保留地が売れるような方向に持っていきけるように努力してまいります。

（秋谷）難しいのはもう百も承知の上で毎年毎年こうやって議論しているので。でも、毎年毎年事業の環境は変わるだろうと思うのです。その都度その都度皆さんいろいろ知恵を絞っていただいて、何とかして計画どおりに物事を進めていただきたいので。ほかで、今までいろいろ市のイベント等で配っていただいたり、あるいは商業店舗等に出していただいたりしているわけだけれども、自分が今まで広田のことでやりとりをした話というのは、鴻巣から車で通勤する方々の要は購入層が多いようなお話を聞いたこと、要は東京通勤でない方と言ったらいいのかな、そういうようなお話があったと思うのだけれども、そういうことを考えるとほかにもアプローチ先ってあるのではないのかな、赤城以外で。何かしら。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）その辺はいろいろなやっぱり手法があると思いますので、研究させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（委員長）ほかにありますか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第25号 平成29年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

本日のところは以上で散会させていただきたいと思えます。明日9時より残りの議案について審議したいと思えますので、よろしくお願ひします。

では、大変ご苦労さまでした。

(散会 午後4時10分)